

# 刑 法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 80 分です。
- VII 問題は 1 ページにあります。

## 刑 法

美術品コレクターである X は、A が秘蔵している画家 B の作品を見せてもらった。この絵は比較的小さい 6 号（A3 用紙程度の大きさ）ながら、B 作品の中でも素晴らしい、市場に出せば 1000 万円は下らないだろうと予想されるものであった。X は A に譲ってくれと頼み込んだが、「これは去年死んだ父が苦労して手に入れた物だから、どんなにお金を積まれても売らない」と断られた。

X がこのことを知人 Y に話したところ、借金返済に苦慮していた Y は、「俺がその絵を入手してきてやる。あいつは独り暮らしから、留守中にやれば上手くいくだろう。その代わり、それなりの報酬を頼むよ」と言いだした。そこで X は「恩に着る。上手く盗み出してくれたら 1000 万払うよ」と応えた。

翌日の昼、A が出かけたのを見計らって、Y は鍵のかかっていない勝手口から A 宅に侵入した後、応接間にかけてあった B の絵を取り外し、運び出そうと勝手口から家の外に出たが、ちょうど忘れ物を取りに戻った A に発見されてしまった。Y はこのままでは捕まってしまうと考え、咄嗟に A の顔面を殴打したところ、A はその場に倒れ、失神してしまった（これにより、A は加療約 3 週間程度の傷害を負った）。

Y はそのまま逃走したが、A が死んでしまったのではないかと不安になり、近くに居住する友人 Z 宅に赴き、これまでの経緯を話して協力を求めた。Z は世話になっている Y の力になりたいと考え、「俺が A の様子を見て来る」と A 宅に赴いたところ、ちょうど A が家の周囲の様子をうかがっているところであった。A は絵が盗まれたことに気付いていたが、相続の際にこの絵の存在を秘匿していたので、税務調査を恐れ、警察に通報していなかった。

Z が A に対し、「お前の家にあった B の作品が無くなっているだろう」と告げると、A は、驚きつつも「あれは父の形見なんだ、返してくれ」と懇願したので、この様子なら多少の金は払うだろう、その金を Y の借金返済に使ってもらおうと考え、「では 2 時間後にまた来るから、それまでに 100 万円用意して待つていろ」と言い残し、自宅に戻って Y に状況を伝えた。Y は A が無事であったことを知って安堵し、Z から絵を A に渡してもらうよう依頼した。約束の時間に再度 A 宅に赴いた Z は、A との間で 100 万円と絵を交換した後に帰宅し、その 100 万円を「これは A からだ」とそのまま Y に交付した。

X、Y、Z の罪責について論じなさい。